スポーツジョイエ

Joy-e（ジョイエ）傷害保険 スポーツ向けプラン

日新火災

積立普通傷害保険

'16年9月新設

3年後に
5万円または10万円が戻る!

骨折などの
大ケガに備えて!

スポーツ用品も補償!

スポーツに関する医療・健康
相談サービスを無料で!

＊スポーツジョイエ、ジョイエ傷害保険スポーツ向けプランはペットネームです。
正式名称は積立普通傷害保険です。

Joy-e（ジョイエ） 傷害保険 スポーツ向けプラン

3つの特長 ワン1 ツー2 スリー3

ワン♪1 うれしい満期返れい金 3年後の満期時に戻ってきます！

満期返れい金 50,000円

または 満期返れい金 100,000円

＊ただし、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いできません。

ツー♪2 スポーツ中を含め、日常生活におけるケガを24時間補償します！

ケガも！

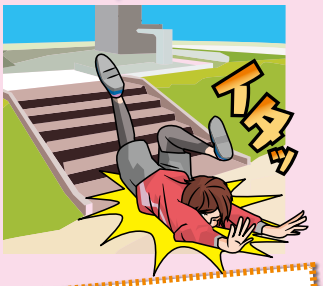

さらに、熱中症も補償します。（死亡保険金を除きます。）

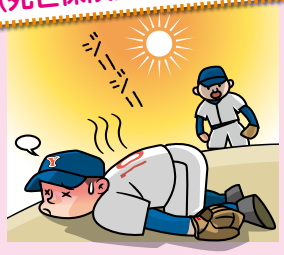

●スポーツ中のケガはもちろん、交通事故や仕事中など、さまざまなケガを国内・国外問わず補償します。

1週間以上の入院の場合、10万円の入院一時金をお支払します。

用品も！

●ゴルフ中やスキー中の道具の破損など用品の損害を補償します。

●外出中に盗難などの偶然な事故で、身の回り品（携行品）に損害が生じた場合も補償します。

＊用品の補償はすべてのご契約タイプにセットされます。

賠償事故も！

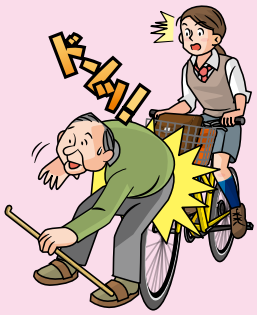

●漏水で下の階を汚損させてしまった場合や自転車事故など、日常生活における賠償事故も補償します。

＊賠償事故を補償しないご契約タイプもございます。

注意点

＊ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
＊被保険者ご本人の年齢が保険始期日時点において満81歳以上となるご契約は、お引受けできないことがありますので、あらかじめご承知おきください。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。
＊次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額（他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。）が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
・被保険者の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
・被保険者がご契約について同意（署名）されていない場合

Joy-e傷害保険 スポーツ向けプラン

タイプ別おすすめプラン

基本プラン

すべてのスポーツ好きの方へオススメする**基本プラン**です。

山好きプラン

山歩きや**スキーヤー**用に**救援者費用もセット**になったプランです。

ゴルフ好きプラン

携行品の補償が手厚く、**ホールインワン補償**もついた**ゴルフ好き**の方にオススメのプランです。

大満足プラン

スポーツ向けプランの補償が**すべてセットされ**、**満期返れい金も10万円**※の**大満足プラン**です。

※64歳以下のプランの場合

スリー♪ 3 スポーツヘルスサポートが無料で使える！

困った時はお電話1本!!

スポーツ・アウトドア・レジャーをより長く、快適に楽しめるように、医療・健康分野の弊社提携専門家による各サービスを無料でご提供し、ご契約者（法人は除きます。）・被保険者およびそのご家族の健康面をサポートします。

予約制 管理栄養士による

栄養相談サービス

運動してるのに
なかなかやせられない・・・
どうしたらいいの？

24時間・365日

一般健康・緊急医療相談サービス

夜中に
子供が発熱！
どうしたらいいの？

予約制 専門医による

専門医相談サービス

腰痛を改善する方法を
教えて欲しい

診療科目					
一般内科	一般外科	小児科	産婦人科		
眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	歯科	心療内科	精神科
泌尿器科	消化器内科	消化器外科	循環器内科	心臓外科	整形外科
脳神経外科	呼吸器外科	乳腺外科	甲状腺外科	血液内科	小児神経科
口腔外科	腫瘍内科	腫瘍放射線科	緩和医療	漢方医療	糖尿病内科
頭頸部外科	血管外科	総合内科			

※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

被保険者の範囲	ご本人	配偶者	ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(注1)・別居の未婚(注2)のお子さま
ケガの補償	○	×	×
賠償責任補償	○	○	○

（注1）親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

（注2）未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*携行品、ホールインワン・アルバトロス費用、救援者費用、入院一時金を補償する各特約の被保険者は、ご本人のみとなります。
*被保険者の続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

保険の条件と保険料例　保険期間 3年　職種級別 A級　保険料 月払　被保険者の年齢 64歳以下

個人型

型式名	基本プラン SX1	山好きプラン SX3	ゴルフ好きプラン SX5	大満足プラン SX7
死亡・後遺障害	599万円	668万円	530万円	599万円
入院日額	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円
通院日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
用品（携行品）	10万円	10万円	20万円	20万円
救援者費用	—	300万円	—	300万円
ホールインワン・アルバトロス	—	—	30万円	30万円
賠償責任※	1億円	1億円	1億円	1億円
満期返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	100,000円
月払保険料	3,200円	3,300円	3,500円	5,000円

保険の条件と保険料例　保険期間 3年　職種級別 A級　保険料 月払　被保険者の年齢 65歳以上

個人型

型式名	基本プラン SM1	山好きプラン SM3	ゴルフ好きプラン SM5	大満足プラン SM7
死亡・後遺障害	407万円	484万円	426万円	500万円
入院日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円
通院日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
用品（携行品）	10万円	10万円	20万円	20万円
救援者費用	—	300万円	—	300万円
ホールインワン・アルバトロス	—	—	30万円	30万円
賠償責任※	1億円	1億円	1億円	1億円
満期返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
月払保険料	2,700円	2,800円	3,100円	3,200円

※賠償責任をセットしない場合は、月払保険料は（−80円）となります。

（注1）[被保険者の年齢64歳以下]の型式すべてに、熱中症危険補償特約（死亡保険金補償対象外）がセットされています。
[被保険者の年齢65歳以上]の型式すべてに、入院保険金支払限度日数変更（30日）特約、通院保険金支払限度日数変更（30日）特約、後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約および熱中症危険補償特約（死亡保険金補償対象外）がセットされています。
（注2）賠償責任を補償する場合は、賠償事故の解決に関する特約が自動セットされます。
（注3）携行品損害の自己負担額（免責金額）は3,000円です。
（注4）入院一時金は1週間以上の入院の際に、10万円を一時金としてお支払いします。

補償の重複について

ご契約にあたっては、傷害保険賠償責任危険補償特約、携行品損害補償特約、救援者費用等補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の補償内容が同様の保険契約（ジョイエ傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

（注）職種級別がB級の方、および団体扱・集団扱での契約をご希望の方のお引受けにつきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

職種級別

A級 右記B級以外のご職業

B級 建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含みます。）、木・竹・草・つる製品製造作業者

（注）レーサー、猛獣取扱者等、身体・生命の危険度の高い職業についてはお引き受けできません。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。

傷害保険金

保険金をお支払いする場合

死亡保険金
被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金
被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(注1)をお支払いします。

- 死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して、各保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金
被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、180日(注2)を限度に、【入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

手術保険金
急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。
①入院中に受けた手術の場合　手術保険金の額=入院保険金日額×10倍
②①以外の手術の場合　手術保険金の額=入院保険金日額×5倍
ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

通院保険金
被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、90日(注2)を限度に、【通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

熱中症危険補償特約(死亡保険金補償対象外)
〈後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金が対象となります。〉
被保険者が日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合には上記各保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故
- 頸(けい)部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

など

(注1)保険始期日時点の被保険者ご本人の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。この場合には、後遺障害等級の第1級～第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%～100%)までの後遺障害が補償の対象となります。

(注2)保険始期日時点の被保険者ご本人の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には、「入院保険金支払限度日数変更特約」および「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、30日となります。

特約

携行品損害補償特約

保険証券記載の住宅外において盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、被害物の時価を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するための費用や権利の保全・行使のための費用についてもお支払いできる場合があります。

- 損害額は、1個、1組または1対ごとに10万円を限度とし、現金・乗車券などは5万円が限度となります。
- 各保険年度ごとに、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。
- 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。
- 損害による価値の下落(格落ち損)につきましては、お支払いできません。

※次の物は「携行品」に含まれません。
船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ラジコン模型、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本、設計書など

- 置き忘れ、紛失
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、虫食い、通常有する性質や性能の欠如
- 電気的事故・機械的事故(故障等)
- 保険の対象である液体の流出
- 汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、戦争等による損害
- 酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用しての運転による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

など

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

被保険者が、日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、慣習として次のイ～ホの費用を負担することによって被る損害に対して、1回の事故につき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度に、保険金をお支払します。

イ. 同伴競技者、友人達に贈呈する記念品購入費用(紙幣、貨幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードの購入費用は除きます。ただし、ホールインワン・アルバトロスの達成を記念して作成したプリペイドカードの購入費用は対象となります。)。
ロ. 祝賀会費用
ハ. ゴルフ場に対する記念植樹費用
ニ. 同伴キャディに対する祝儀
ホ. その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%が限度となります。

- 海外で達成したホールインワン・アルバトロス
- 被保険者が勤務されている(経営されている)ゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロス
- ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワン・アルバトロス(ホールインワン・アルバトロス費用補償にご加入いただけません。)
- 他の同伴競技者が1名以上いない場合(公式競技(注)の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。)

(注)「公式競技」とは、ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援するゴルフ競技をいいます(いわゆるプライベートコンペを含みません。)。

など

特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	入院一時金支払特約 入院保険金が支払われる場合で、7日以上入院されたときに、10万円をお支払いします。	（傷害保険金の保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。）
	救援者費用等補償特約 被保険者が保険期間中に次のイ～ハのいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した下記【対象となる費用】のうち、社会通念上妥当と認められる費用に対して保険金をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、合計して各保険年度ごとに救援者費用等保険金額が限度となります。 イ. 搭乗する航空機または船舶の行方不明または遭難 ロ. 急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合 ハ. 外出中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合 【対象となる費用】 ①遭難した被保険者の捜索・救助費用 ②現地(注1)までの交通費（救援者2名分かつ1往復分まで）(注2) ③現地(注1)および現地(注1)までの行程における宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）(注2) ④被保険者を現地(注1)から移送する費用(注3) ⑤渡航手続費用および現地(注1)での諸雑費（日本国外では20万円、日本国内では3万円を限度） （注1）現地とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 （注2）上記ロ.の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索・救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 （注3）被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は除きます。	●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ●頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
	傷害保険賠償責任危険補償特約 被保険者が国内・国外において、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に、保険金をお支払いします。 また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いできる場合があります。 ①保険証券記載の被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ●事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。 ●国内で起きた事故のみ示談交渉サービスを行います。 ●損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。	●故意による損害賠償責任 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物に生じた損害賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。

※ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、必ずご確認ください。

※この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください（団体扱・集団扱を除きます。）。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

※法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101－8329　東京都千代田区神田駿河台2-3　TEL03（3292）8000（大代表）
お客さま相談窓口　フリーダイヤル 0120-17-2424［9:00～17:00（土日祝除く）］
ホームページアドレス　http://www.nisshinfire.co.jp/

万一事故にあわれたら　サービス24 24時間・365日　フリーダイヤル 0120-25-7474 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当
●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

TV775-1（広）'16.11（新）10,000M